

写

議案第八十五号

三朝町家庭奉仕員派遣手数料の徴収に関する条例の設定について

次のとおり三朝町家庭奉仕員派遣手数料の徴収に関する条例を設定することについて、

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年十二月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五十七年拾月八日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第

号

三朝町家庭奉仕員派遣手数料の徴収に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条第一項の規定に基づき町長が、日常生活を営むのに著しく支障がある老人、重度身体障害者又は重度心身障害児（十八歳以上の精神薄弱者及び重症心身障害者を含む。）のいる家庭に対して、家庭奉仕員を派遣した場合における家庭奉仕員派遣手数料（以下「手数料」という。）の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、別表のとおりとする。

(納入義務者)

第三条 手数料の納入義務者は、家庭奉仕員の派遣申出者とする。

2 家庭奉仕員の派遣の申出は、原則として当該世帯の生計中心者が行わなければならない。

(納付の方法)

第四条 手数料は、家庭奉仕員の派遣があつた月分をまとめて翌月十日までに納付しなければならぬ。

(手数料の減免)

第五条 町長は、次の各号の一に該当するときは、手数料を減免することができる。

- 一 重度心身障害児の保護者が疾病等のとき。
- 二 その他町長が、特に必要と認めるとき。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十八年一月一日から施行する。

別表（第二条関係）

	利用世帯の階層区分	手数料の額 （一時間当たり）
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	〇円
B	生計中心者が前年所得税非課税の世帯	〇円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が三万円未満の世帯	二九〇円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が三万円以上の世帯	五八〇円